

<本人確認書類一覧>

お持ちいただくものは、**全て原本**である必要があります。

次のものは、**本人確認書類として取り扱うことができません。**

- ・原本ではないもの（コピーされたものは不可）
 - ・有効期限が切れているもの（※）
 - ・氏名や住所が住民票に記載された内容と異なるもの（氏名が旧姓・カタカナ表記等）（※）
 - ・郵便物や会員証、住民票の写しや戸籍の証明書
 - ・汚れまたは破損により、記載されている内容が読み取れないもの
- （※）マイナンバーカード再交付においては、有効期限満了の日から6か月以内であれば、旧マイナンバーカードを本人の本人確認書類としてお使いいただけます。

A群 1点で確認 （顔写真が貼付され、有効期限内の本人確認書類）

- ・マイナンバーカード（※1）
（マイナンバーカード再交付においては、有効期限満了の日から6か月以内であれば、旧マイナンバーカードを本人の本人確認書類としてお使いいただけます。）
- ・運転免許証
- ・運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたものに限る）
- ・パスポート
- ・身体障がい者手帳
- ・精神障がい者保健福祉手帳（※1）（※2）
- ・療育手帳（※2）
- ・在留カード／特定在留カード（※1）
- ・特別永住者証明書／特定特別永住者証明書（※1）
- ・一時庇護許可書
- ・仮滞在許可書



（※1）写真付きに限る。写真が無い場合はB書類となります。

（※2）電子証明書関連の手続きにおいてはB書類となります。ご注意ください。

B群 2点で確認 （A以外で、有効期限内の本人確認書類）

【重要】記載されている **氏名と生年月日** または **氏名と住所** が **住民票と一致** しているものに限る

- | | |
|------------|-----------------------|
| ・資格確認書 | ・年金手帳／基礎年金番号通知書 |
| ・小児医療証 | （年金額改定通知書・年金振込通知書を含む） |
| ・各種医療受給者証 | ・各種年金証書 |
| ・社員証／在職証明書 | ・生活保護受給者証 |
| ・学生証／在学証明書 | ・官公署の発行した職員証 |
| ・無線従事者免許証 | ・卒業証書／証明書 |
| ・母子健康手帳 | ・海技免状 |
| ・介護保険証 | |

※上記本人確認書類をご用意することが困難な場合は、
0466-50-8260にお問い合わせください。